

「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」(素案)に関するパブリックコメント結果について

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

① 実施期間：令和7年11月26日（水）～令和7年12月26日（金）【31日間】

② 意見総数：31通 82件

③ 大人・子どもの内訳：大人 24通、子ども 7通（小学生5通、中学生2通、高校生1通、大学生1通）

※大人と子ども複数によるグループからの投稿があったため、子どもの通数について内訳の数が一致していない。

※子どもからの意見については意見番号の下に「★」マークを付しています。

④ 意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画(素案)全般や理念・基本的な視点等に関すること	1	5	0	8	0	14
2 施策の方向性Iに関すること	0	2	1	12	0	15
3 施策の方向性IIに関すること	0	3	0	16	0	19
4 施策の方向性IIIに関すること	0	0	3	7	0	10
5 重点的取組に関すること	2	0	1	6	0	9
6 各種計画の量の見込みに関すること	1	0	0	11	0	12
7 他計画に関すること、その他	0	0	0	0	3	3
合計	4	10	5	60	3	82

【対応区分】 A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望で案の内容を説明するもの E:その他

(2) 主な意見と対応

① 主な意見

子育て支援策の拡充を求める意見や、社会的養育の充実に関する要望などが寄せられました。

② 本市の対応

寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、案の内容を説明するもの、要望等であったことから、一部の意見を踏まえ、記載内容を修正・加筆したほか、市総合計画の変更等による所要の整備を行った上で案のとおり「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」を策定します。

(1) 計画(素案)全般や理念・基本的な視点等に関すること：14件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	児童家庭支援センターについて、P61の図では、地域の相談支援の枠内機関と専門的相談支援の枠内機関が相互に連携を図ると図示されているが、「児童家庭支援センター」は両領域の枠外に図示されており、その位置付けや関係機関等との連携が読み取れない。	当該図は、地域の関係機関の名称や機能等を市民の皆様にわかりやすくお示しするためのものでございます。児童家庭支援センターについては、地域での相談支援を担う機関の一つであることから、その役割を踏まえ、図を修正いたします。	A
2	出生率低下に歯止めをかける子どもを産み育てやすい政策の充実させ「川崎市で子育てをしたいと思える街づくり」を求める。	子ども・子育て施策は、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が組み合わさることで効果的なものになると考えています。 本市では、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築等を進めてきたところであり、本プランにおきましても、ライフステージごとの支援策について、市民の皆様に分かりやすい形でお伝えするものとして、「かわさき子育て応援パッケージ」をお示ししたところです。今後も、地域の実情や社会環境の変化に対応した子育て支援に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。	B
3 ★	屋内外でいろんな人と遊べる場所が増えたり、困ったときに相談できたり、子どもがもっと安全に楽しく過ごせる環境になっていくと良いと思う。	子どもの成長に応じて放課後に安全に楽しく過ごせることや、困っている場合に大人が気づいて話をしたり助けてくれることは、子どものすこやかな成長を応援するうえで重要と考えておりますので、子どもが将来にわたって幸せな状態で成長し、本来持っている力を十分に発揮して社会で活躍していくよう、「子どもの居場所づくり」や「切れ目のない支援」などの取組を進めてまいります。	B
4 ★	みんなで力を合わせて、明るくて楽しい、良いまちになってほしい。	子ども・若者がすこやかに育ち成長できる環境づくりに向けて、家庭、学校、企業、行政等が連携・協力しながら取り組んでいくことが重要と考えておりますので、今後も地域社会全体で子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進めてまいります。	B
5 ★	子どもの計画を作るのに子どもの意見を聞くと言うことはとてもいいことだと思う。計画だけではなくこれからも子どもの意見を聞いて欲しい。	本市では、子ども・若者が、市に対して感じていることなどを把握するしくみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」の事業を実施しています。本事業は、GIGA端末や市ホームページからオンラインで意見を募集するもので、寄せられた声につきましては、全て市長が確認し、自分たちの意見が受け止められたことを実感できるように、寄せられた声に関連した市の取組や、市長メッセージを市ホームページに掲載してフィードバックを実施しています。	B

6	<p>高校生向けの全市的事業である「川崎ワカモノ未来 project」のような取組は、南北で分けた開催など、より多くの若者が参加できる環境整備を求めたい。特に川崎北部には、地域に根差し力を持って活動している人材が多く、若者の社会参加や将来の担い手育成に向けて、地域に目を向けた施策展開が重要である。あわせて、地元在住の高校生・大学生が互助的に関わり、中学生以下の子どもを対象とした自助的イベントを実施している事例についても、持続可能な形で継続できるよう支援をお願いしたい。</p>	<p>「川崎ワカモノ未来 PROJECT」は、市内全域の幅広い地域の関係者や拠点との連携、オンラインの活用等を通じて、居住地域に関わらず参加しやすい環境づくりを進めており、今後も各地域の実情や特性を踏まえながら取組を推進してまいります。</p> <p>また、高校生・大学生が主体的に実施する活動についても、既存施策の担当部署や関係団体との連携を図りながら、状況に応じて対応を検討してまいります。</p>	B
7	<p>職業選択を多様に選べる機会の保障を求める（中学生・高校生年代から多くの職業の人に触れる機会の創設、特別な配慮を必要とする方も就業できるような仕組み化）。</p>	<p>本市では、将来の社会的自立に必要な力を育むため、「キャリア在り方生き方教育」の充実を進めています。家庭・地域との連携により、児童生徒が多様な生き方や働き方について考える環境づくりを進めています。</p> <p>職業に触れられる機会につきまして、中学校においては、地域の事業所等と連携した職業体験活動が実施されており、実社会の仕事に触れる機会を通して、働くことの意義や職業観の育成を図っています。高等学校においては、企業や団体でのインターンシップ等の取組を実践している学校があり、より高度で専門的な学びや進路選択につながる経験を積むことができています。これらの取組は、キャリア形成支援の観点から重要であり、今後も継続させてまいります。</p> <p>また、障害のある方等に対しては、就労援助センター等の就労支援機関が障害の程度やニーズ等に応じた就労支援を行うとともに、障害者雇用を検討している企業等の相談支援機関として「企業応援センターかわさき」を設置し、企業等への障害者雇用等に関するサポートを実施することで、障害のある方等への就労支援と企業等への雇用支援を一体的に推進しています。</p>	D
8	<p>子どもたちが夢や目標を持てる社会の実現のため子どもたちが本物の「体験」をすることを支援してほしい。</p>	<p>本市では、子どもたちの豊かな感性を育むため、学校図書館の充実に向けた取組や、豊かな自然の中で、さまざまな体験活動等を行う「自然教室」、音楽のすばらしさを味わい、体験する「子どものためのオーケストラ鑑賞」などの体験活動等を実施しています。子どもたちが主体的に、夢や目標を持てる社会の実現に向けては、子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実が重要ですので、引き続きこれらの体験活動等を推進してまいります。</p>	D

9	<p>16歳未満のSNSをはじめとする映像メディアに関する先進的な条例の策定について、生成AIをはじめとする子どもの人権を守るためにメディアリテラシー、情報モラル教育の先進的な取り組みを求める。</p>	<p>生成AIについては、本年10月15日から市立学校において、セキュリティやリスクを意識して活用しつつ試行錯誤が必要な業務を効率化していくことを目的として、教職員による業務利用を開始しました。また、業務での活用経験を児童生徒の学習における活用への指導に活かしていくため、教職員向け研修の充実や、参考となる事例の周知、安全な活用環境や運用ルールの整備が必要と考えているところです。児童生徒の利用については、発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきですので、全市立学校において情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させる取組を進めるとともに、パイロット校等における学習利用について検証を経たうえで、順次進めていくことを検討しています。</p> <p>なお、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成について、川崎市では、現在「あらゆる教科の授業で」「GIGA端末活用時に」「短時間でも繰り返し」行っていくことで、インターネットやそのサービスを使用する時に、自分で正しく判断することができるようになるような教育を推進しております。今後につきましては、学習指導要領の改訂において情報活用能力の育成が抜本的に見直されることとなり、国の動向に注視しつつ、最新の内容を収集し、情報モラル教育が児童生徒の実態に即した形で実践されるよう周知を行ってまいります。</p>	D
10	<p>質の高い幼保小連携を進めてほしい。不登校が多い時代、小学校教育と幼稚教育の懸け橋プログラムの充実、市独自のカリキュラムの策定、0歳から12歳までの子どもの「探求する姿」の連続性から育ちのつながりを可視化していく取り組みなど。</p>	<p>こども未来局と教育委員会事務局が一体となり幼保小の教職員を対象とした各種連絡会や相互訪問等の取り組みから円滑な連携に繋げ、子どもの育ちを中心に据えた対話を通して相互理解・実践を深め、協働して教育・保育の質的向上に取り組んでおります。今後につきましても、架け橋プログラムの取組みを推進し、子どもに関わるすべての関係者が立場の違いを越えて連携・協働して地域全体で子どもの育ちを支える体制を構築してまいります。</p> <p>また、かわさき教育プランのkeyProject1にある社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実につきましては、小・中学校及び高等学校、特別支援学校における総合的な学習（探究）の時間を中心とし、その土台には幼稚教育の学びと小学校低学年における生活科を中心とした学びがあるものと考えております。生活科における子どもたちの思いや願いの実現に向けた学びは、探究的な学びにつながる大切なものですので、引き続き、幼稚教育での学びの芽を小学校教育の学びへとつながるよう取組を進めてまいります。</p>	D

11	意欲のある人が学べる、学びを保障できる社会の実現のため奨学金制度の充実を求める。	<p>本市の高等学校生徒への独自の支援策としましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な者に対し奨学金を支給する「川崎市高等学校奨学金」制度を設けており、市内在住であれば、市立高等学校以外に在籍している方も対象としております。引き続き、同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。</p> <p>また、本市の大学奨学金は、無利子で貸付けを行う制度となっておりますが、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっており、国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、令和2年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところです。令和7年度からは多子世帯の学生等について、所得制限なく大学等の授業料・入学金を無償とするなど、支援の拡充が図られているところで、本市の無利子貸付型の奨学金制度の申請状況や他制度等の状況等を注視しながら、引き続き制度の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>社会的養護が必要な方の進学等への支援としましては、「川崎市社会的養護奨学給付金」制度を実施しております。児童養護施設等を退所した方が、経済的理由に関わらず将来に向けて進路を選択することができるよう、平成30年度から子ども・若者応援基金を活用し、大学等進学奨学金として、在学期間中において、国公立大学等は月額3万円、私立大学等は月額5万円を給付することとしており、他の奨学金との併用が可能です。また、資格取得給付金として、進学した方や就職した方が資格を取得するために指定の講座を受講する場合には、20万円を上限として給付することとしております。</p> <p>今後も、退所後の生活の中で生じる課題や様々なニーズを把握することにより、社会的養護経験者への支援の充実につながるよう引き続き努めてまいります。</p> <p>ひとり親家庭等のこどもに対する支援として、「学習支援・居場所づくり事業」を実施するとともに、事業に登録している児童のいる世帯に対し、高等学校等の進学に向けたチャレンジを後押しするため、模擬試験受験料の補助を行っています。高校生等のいる世帯に対しては、通学に係る費用の助成を行うことに加え、新たに大学等の進学に向けた支援の充実を進めてまいります。</p>	D
12	子ども・子育て会議について「大学の先生やこどもに関する団体、こども・子育てに関係するお仕事をしている人たちの会議です」とされているが、「川崎市子ども・子育て会議条例」第3条2(2)で示す「保護者」は参加がなかったと考えてよいか。	<p>川崎市子ども・子育て会議の委員は、「川崎市子ども・子育て会議条例」第3条第2項に規定する学識経験者（第1号）や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（第3号）をはじめ、保護者（第2号）等から組織されており、保護者の代表として子育て中の市民の方から委員を公募し、現在2名の委員を委嘱しており、それぞれの専門性を活かし、多角的な視点から御意見をいただきながら施策を推進しております。</p>	D

13	麻生総合高校跡地について、県から市が譲り受け、こども・子育て支援の拠点として活用することを提案する。	<p>川崎市では令和4年3月に策定した「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、本市が保有する施設の有効活用に取り組んでおります。</p> <p>本市においては、年少人口（0～14歳）は既に減少傾向に転じており、生産年齢人口（15～64歳）もまもなくピークを迎え、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれることから、子ども・子育て施策の推進に向けましては、既存の施設等の活用など、本市が保有する施設を有効に活用していくことが重要と考えております。</p> <p>今後につきましても、本プランに位置づけた幅広い取組の推進により、こども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う観点から、施設に必要な機能の整理を進めながら、各施策を効果的に展開してまいります。</p>	D
14	子どもの健康リテラシーを高める「給食」「食育」の充実を求める。	<p>未就学児期の給食・食育の充実は、生涯にわたる食習慣の基礎を培う上で重要であると認識しています。川崎市では、栄養管理の行き届いた給食の提供に加え、日々の生活や遊びの中で子どもが自ら食に関わる体験を重ねられるよう取り組んでいます。また、保育所数の増加に対応し、各区に栄養士等の専門職を配置し、地域の支援や民間施設との連携、人材育成を進めています。今後も、保育所等における給食・食育の質の向上に取り組んでまいります。</p> <p>学校給食は、子どもに望ましい食習慣や豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせるとともに、地域の食材や行事食の提供を通じて、地域に対する理解と関心を深め、食に関する感謝の心を育むことも寄与するものであると考えています。各学校では、給食時間における給食指導のほか、保健体育科、技術・家庭科等の各教科や特別活動の時間と連携しながら、学校全体で組織的、計画的に食育の推進を図るとともに、学校給食を活用した小中9年間にわたる一貫した食育を推進することにより、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育んでいます。今後も、学校給食を生きた教材として活用し、さらなる食育の充実に取り組んでまいります。</p>	D

(2) 施策の方向性Ⅰに関すること：15件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
15	川崎で概ね0歳から22歳頃までを過ごした若者が、進学や就職を機に転出し、その後川崎市に戻らない傾向が見受けられる。このことは、川崎市が育成してきた人材が他自治体に流出している状況であること、社会人となつても親の近くで生活することが、精神的な安定のもとで社会に出ることにつながること、川崎で育った人が、将来子育てを行う街として再び川崎を選択できる環境整備が必要であること、地域をよく知る人材が、地域社会において多方面で活躍できる可能性が高いこと、といった点から、重要な課題であると考える。	<p>全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いている、令和2（2020）年国勢調査によると、本市は大都市（政令指定都市及び東京都区部）の中で平均年齢が最も若く、高齢化率（65歳以上の人口割合）が最も低くなっています。昨今の人口増加は社会増減によるものですが、10代後半から20代では大幅な転入超過が続く一方で、いわゆる子育て世代では転出超過が続いています。</p> <p>子育て世代の定住を促すことは、良好な地域コミュニティ形成の視点など、本市の持続的な発展のために重要であると考えておりますので、今後につきましても、子育てしやすい環境づくりをはじめ、誰もが安心して住み続けられる魅力あるまちづくりを進めてまいります。</p>	B
16	転居時は夫婦のみで今は子どもが2人居るなかで、転居探しは難しく、子どもたちの預け先も変えるのはストレスになると感じていたので、ライフステージの変化に伴う転居支援はすぐにでも受けたいと思った。	<p>若年層や子育て世代の方が市内に住み続けていただくためには、既存住宅ストック等の活用による人と住まいを循環させる仕組みの構築など、若年層や子育て世代、高齢者等が居住ニーズやライフステージの変化に応じて円滑に住み替えることができる環境づくりが重要であると考えています。今後、住まいや住み替えに関する意向調査等を行いながら、子育て世代の定住等の促進に向けた取組を段階的に進めていきます。</p>	B
17	現在、市内の公園では軟式ボールについて「危険な範囲での遊びは禁止」「使用自体は可」「大人数での使用は禁止」とされていると認識しているが、少人数であっても軟式ボールで遊んでいる状況は、小さな子どもやその保護者にとって非常に恐怖を感じる。特に未就学児や低学年の子どもが遊ぶ公園では、ボール遊びがあるだけで安心して遊ばせることができなくなる。軟式ボールを使った遊びは、グラウンドなどの適切な場所で行うべきであり、一般的な公園での使用については、改めて禁止も含めた見直しを強く要望する。	<p>現状、子どもたちが数人で軟式ボールやビニールボール等のボールを使用して行うキャッチボールやサッカーボールでのパスなどのボール遊びは、他の利用者等の迷惑にならず、譲り合いながら行う限りは、禁止するものではありません。</p> <p>しかしながら、逸れたボールが他の利用者に当たったり、公園内及び周辺住民の施設を破損させる可能性もあることから、ボール遊び時の利用マナーについて、まわりの迷惑にならないよう注意して譲り合って遊ぶよう、看板設置等により啓発を行っております。</p> <p>引き続き、皆様にとって利用しやすい公園となるよう適正な管理運営に努めてまいります。</p>	C

18	こども誰でも通園制度を年齢に差異なく未就園児全ても適用し、また月10時間の利用制限の撤廃をお願いしたい。	<p>こども誰でも通園制度は、国が定めた『こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）』の基本理念の1つである「全てのこども、子育て世帯を切れ目なく支援すること」を実現するため、妊娠後から概ね生後6か月ごろまで支援を受けられる伴走型相談支援、産後ケア支援の後の生後6か月から、幼稚園の入所前までの満3歳未満の就学前児童に対し、保育を提供することにより切れ目のない支援を行うことを可能としております。</p> <p>本市でのこども誰でも通園制度としては、国の基準と同様0歳6か月～満3歳未満までの利用しておりますが、今年度の利用状況や近隣他都市の動向も踏まえながら、一時保育事業等の既存事業とのすみ分けについても整理するなど、本市における本事業の効果的なあり方について引き続き検討を進めてまいります。</p>	D
19	乳児等通園支援事業の月10時間について、もう少し時間を伸ばしてもらいたい。月12時間とすると、毎週3時間ずつ預けられることになるため、川崎市独自の検討をしてほしい。	<p>利用時間の拡充については、昨年度の試行的事業の際に実施したアンケートや、「川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定前に実施したパブリックコメントでも御意見をいただいているところです。国は給付制度化される令和8年度についても、提供体制の確保等の課題を挙げ今年度と同様の利用時間とすることを示しておりますが、本市では今年度の利用状況や近隣他都市の動向も踏まえながら、一時保育事業等の既存事業とのすみ分けについても整理するなど、本市における本事業の効果的なあり方について引き続き検討を進めてまいります。</p>	D
20	東京都と同様に18歳まで毎月5000円を支給してほしい。	<p>子ども・子育て施策は、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が組み合わさることで効果的なものになると想っています。</p> <p>本市では、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築等を進めてきたところであります、本プランにおきましても、ライフステージごとの支援策について、市民の皆様に分かりやすい形でお伝えするものとして、「かわさき子育て応援パッケージ」をお示ししたところです。</p> <p>御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、子育て支援の基盤となる行政サービスについては国への要望を継続しながら、今後も、地域の実情や社会環境の変化に対応した子育て支援に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。</p>	D

21	<p>2人目の保育料を半額ではなく無償化してほしい。最近川崎市に転入したが、これまで住んでいたところすぐ隣の自治体でも無料なものに対してお金がかかるのは子育て支援が遅れてると言われてもしょうがない。早急に無償化対応して頂きたい。(ほか2件)</p>	<p>保育料につきましては、子ども・子育て支援法施行令により、算定根拠（市町村民税の参考年度等）が定められており、父母の市町村民税所得割の合計額、お子さんの認定区分、保育必要量、きょうだい区分及び本市が設定した階層区分に応じて、決定することとなっております。本市においては、利用者の所得等に一定配慮し、市が独自に負担することで、国が定める金額以下の保育料を設定しているところです。</p> <p>また、多子世帯における認可保育所等の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、県内他政令市に先駆け令和6年4月から実施しました。</p> <p>御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきであると考えていますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいと考えています。</p> <p>本市においては限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てるこことできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進していきます。</p>	D
22	<p>他市出身の30歳前後から40歳程度の共働き世帯が、川崎を子育ての街として選択している実態があり、この流れを将来にわたり維持・強化する視点も重要である。そのためにも受け皿として子育て支援となる市民・社会活動や保育園・幼稚園の開放などで横のつながりができる居場所つくりが必要と感じている。</p>	<p>全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いている、令和2（2020）年国勢調査によると、本市は大都市（政令指定都市及び東京都区部）の中で平均年齢が最も若く、高齢化率（65歳以上の人口割合）が最も低くなっています。昨今の人口増加は社会増減によるものですが、10代後半から20代では大幅な転入超過が続く一方で、いわゆる子育て世代では転出超過が続いている。</p> <p>子育て世代の定住を促すことは、良好な地域コミュニティ形成の視点など、本市の持続的な発展のために重要であると考えておりますので、今後につきましても、子育てしやすい環境づくりをはじめ、誰もが安心して住み続けられる魅力あるまちづくりを進めてまいります。</p>	D
23	<p>近年の保育施設の急増により、学校法人立の幼児教育の価値が十分に認識されていないことに強い危機感を抱いている。学校法人立園は、建学の精神に基づく人格形成を使命とし、義務教育につながる基礎づくりを行っている。質の高い幼児教育には相応の経費が必要だが、現在の制度では公的支援が不十分なため、運営が極めて厳しい状況である。幼児教育は新教育課程においても高等教育へつながる根源教育と位置づけられており、教育環境と専門職員を備えた学校法人立の認定こども園に対し、その価値に見合う支援を強く求める。</p>	<p>幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であり、幼稚園や認定こども園の各園において、特色ある教育実践が展開されているものと認識しております。</p> <p>認定こども園における運営費につきましては、国の公定価格に基づいて給付を行う他、加配や処遇改善など、市独自の加算を設けることにより、教職員の処遇改善や園の安定的な運営の確保に向けて支援を行っているところです。今後につきましても、いただいた御意見を参考に取組を進めてまいります。</p>	D

24	<p>核家族世帯の増加により、子育てを近くで支えてくれる人がいないことは、産後うつや少子化につながる深刻な問題である。東京都では待機児童対策としてベビーシッターの助成があるが、利用者が増えており、現代社会の子育てには非常にニーズがあると感じる。川崎市の待機児童は減少している状況だが、子育て支援策として、シッターの利用助成も行ってほしい。</p>	<p>ベビーシッターの補助につきましては、利用に対する本市独自の助成制度は実施していませんが、幼児教育・保育の無償化により、無償化対象施設として確認を受けた施設（ベビーシッターを含む）を、施設等利用給付認定を受けた保護者の児童（保育所等を利用する3歳児から5歳児か、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児）が利用した場合、対象となる場合があります。</p> <p>限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てるこことできる環境づくりという観点から、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。</p>	D
25	<p>園庭のある保育園・幼稚園は、公園と比較して安全性が高く、乳幼児が遊びやすい環境であると考えられることから、園庭の地域資源としての活用を進めてほしい。具体的には、子育てグループへの利用機会の確保、子ども・子育て関連イベントでの利用促進、ふれあいネット等の仕組みを活用した予約・管理の制度化により、園職員の負担軽減を図るといった形での段階的な開放をして欲しい。</p>	<p>公立保育所における園庭開放については、地域の方がいつでも気軽に利用できることが重要であると考えているため、特定の団体・グループのイベント等への施設貸出や予約制への移行は考えておりません。園庭開放の周知のための既存のシステム等の活用については、民間施設も含め、引き続き検討をしてまいります。</p>	D
26 ★	<p>子どもの意見が必要な場合は、学校のホームルームなどでアンケート調査を実施した方が多くの子どもの意見を収集することができると思う。</p>	<p>本市では、子ども・若者の声を聴く仕組みとして「子ども・若者の“声”募集箱」事業の運用に加え、特定のテーマや年齢層に焦点を当てる必要がある場合には、学校におけるアンケート調査等を実施するなど、主旨や目的に応じて最も効果的な方法を選択して取り組んでおります。</p> <p>学校では、学級会や生徒会、学校行事等を通して、教職員は児童生徒から表明された意見を受け止め、実現に向けて共に考えています。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に子どもたちが参加し、意見表明や活動報告等を行っており、協議会では、その思いや考え方を受け止め、さまざまな教育活動に活かせるように学校の取組を支援しており、地域や行政、学校、多様な主体が連携・協働して、意見表明の機会を確保し、意見が市政や学校運営等に反映できるよう取組を進めています。</p>	D

27	<p>子どもの安全と健康を最優先するため、保育園・こども園においても学年・学級閉鎖制度を導入すべきである。冬季には感染症が流行し、多数の園児が同時に欠席しても閉鎖措置が行われず、発熱等の症状があっても保護者の就労を理由に預けざるを得ない状況が生じている。これは「子どもの安全で健やかな生活」という施設の本来の役割を損なうものである。小中学校でも感染拡大時には学級・学年閉鎖が実施されており、より免疫の弱い幼児こそ、この制度が必要である。条件付きでもよいので、保育園・こども園への学年・学級閉鎖制度の導入を強く求めるものである。</p>	<p>認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設として、教育保育給付認定1号の子どもの他、教育保育給付認定2号又は3号として、家庭で保育を受けることが困難な子どもも在籍しているため、感染症が発生した場合でも、国の感染症ガイドライン及び川崎市保育施設健康管理マニュアルに基づき、感染拡大防止策を講じながら運営を続けることを基本方針としております。</p> <p>こうした施設の特性上、学年・学級閉鎖の判断については、疾病の内容や感染症拡大状況、運営体制等の状況に応じて慎重に行う必要がある他、学年・学級閉鎖を行う場合であっても、家庭で保育を受けることが困難な子どもの受け入れについては、引き続き対応していただくことを基本としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、保育所については、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。このため、国の感染症ガイドライン及び川崎市保育施設健康管理マニュアルに基づき、インフルエンザに罹患した子どもの登園停止等の感染拡大防止策を講じながら、運営の継続を前提に取り組む必要がありますことを、御理解くださいますようお願いいたします。</p>	D
----	---	--	---

(3) 施策の方向性Ⅱに関すること：19件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
28 ★	<p>私は、川崎市の多様な取り組みを通じ、多くの学びと経験を得てきた。高校時代に参加した「量子サマーキャンプ」では、最先端の研究に触れる機会を得たことが理系分野への関心を高め、現在の進路選択へ大きな影響を与えた。若者の挑戦を支える川崎市の施策に深く感謝している。現在は市外の大学に通っているが、可能な限り川崎で買い物をするなど、育ててもらったまちに貢献したいと考えている。これらの経験から、川崎市が今後も、子どもや若者が学び、挑戦し、地域とつながる機会を一層広げていくことを期待する。</p>	<p>本市では、市内及び近郊に数多くの大学や企業の研究機関などが立地している強みを最大限に活用した産学官連携により子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍することを目指して、「Kawasaki Quantum Summer Camp」や、「Stanford e-Kawasaki」等の事業など、「新たな一歩」を後押しするための事業や、社会的養護奨学給付金などの機会格差をなくす取組を実施しています。これからも地域社会全体で育てた子ども・若者が、将来、世界に向かって力強く羽ばたき、身につけたスキル等を、未来の川崎の子ども・若者のために還元する「人財の好循環」を進めてまいります。</p>	B
29	<p>小学校などに通う以外にも学習のできる場、子どもが選択できるようになって欲しい。学校の体制が合わない子どもも近年増えてきているため、そんな子どもへの対策も検討していただきたい。</p>	<p>不登校児童生徒数は増加しており、また、その要因や背景は複雑化・多様化していることから、「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、(仮称)校内教育支援センターの段階的整備やゆうゆう広場の機能拡充、ICTを活用した学習支援など、子どもたちのニーズを踏まえた、多様な学びの場を確保し、不登校児童生徒の社会的自立を後押しするための取組を進めてまいります。</p>	B

30	公施設の利活用として、中学校の定期試験期間により部活動が休止となる週末の日中を活用し、地元の大学生が互助的にボランティアとして関わり、子どもが自助的に身体を動かすことを目的としたドッジボール講座を市民活動として実施している。これは、保護者にとっても、天候を気にせず地域の近場で子どもを参加させられる場となっており、大学生・子ども・保護者の三者にとって意義のある取組となっている。	市民の力によって、学校では得られない多様な体験機会や学びの場が提供されていることについては、第4章 施策5の方向性Ⅱに掲げております「こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実」に繋がるものであり、本市といたしましてもこのような活動の持続性を高めていくことが重要であると考えておりますので、今後も着実に取組を進めてまいります。	B
31	現在、わくわくプラザの質が低下しており、子どもたち自身が「行きたくない」「怖い」と感じている現状がある。十分な人員配置と、質の高い人材の確保を市として明確な方針で進めていただくことを強く要望する。	川崎市では、各運営法人の職員を対象とした研修を実施し、わくわくプラザスタッフの資質向上に努めています。人材の確保に関して、職員採用については各法人ごとに様々な媒体を活用して実施しています。川崎市としては、各法人が実施する賃金改善の費用補助を通じて人材の安定的な確保に努めています。	D
32 ★	給食の量を増やしてほしい。理由は量が足りないから。	学校給食では、一度に数百人分を調理するため、おかずの組合せによっては品数や量が少なく感じるようなことがあるかもしれません、児童生徒の健康や成長のために必要な栄養量を計算し、栄養のバランスを考えて献立を決めています。 今後も献立の工夫を行いながら、よりよい給食が提供できるようにします。	D
33 ★	中休みの時間を増やしてほしい。理由は20分だと短いから。	時間割は、各学校で決めています。多くの小学校は休み時間を20分から30分程度とっています。子どもたちが学校にいる時間と学習に必要な授業時数のバランスを考えて設定しています。	D
34 ★	学校で休む時間や休憩する時間が短いので休憩時間もう少し長くしてほしい。	時間割は各学校で決めており、子どもたちが学校にいる時間と学習に必要な授業時数や放課後の時間等のバランスを考えて設定しています。	D

35	<p>国の「放課後児童対策パッケージ2025」において、学校外における放課後児童クラブの整備推進が施策として示されているが、川崎市の素案ではそれが十分に反映されていない。民間・学童保育（放課後児童クラブ）について、必要な記述を求める。また「川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づいて、民間・学童保育（放課後児童クラブ）が適切に運営されていることを明記し、川崎市における位置づけを明確にしてほしい。（ほか2件）</p>	<p>国の「放課後児童対策パッケージ2025」において、学校外における放課後児童クラブの整備推進が施策として示されていますが、川崎市の放課後児童健全育成事業は、学校施設を活用したわくわくプラザ事業によって、こども・若者の未来応援プランにおける量の見込みに対応できることから、学校外における放課後児童クラブの整備については計画していないためプランに記載をしておりません。</p> <p>また、上記のとおり、わくわくプラザ事業によって、こども・若者の未来応援プランにおける量の見込みに対応できることから、民間放課後児童クラブに対する記載は行いませんが、地域において様々な運営形態により、スポーツ活動や学習支援など、多様なプログラムが提供されている状況も把握していますので、引き続き、下水道使用料の減免措置、当該施設の廃棄物における社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援及び各種の情報提供等の施設運営に対する支援を行っていきます。</p>	D
36 ★	<p>不登校の友達（人付き合いに抵抗があるが勉強をしたい生徒）について、個別に空き教室等で主に自習しているが、学校によっては個別授業が受けられ出席扱いになるなど、対応にバラつきがあるため統一して欲しい。</p>	<p>指導要録上の出席又は出席扱いとすることにつきましては、市で定めるガイドラインに沿って対応しておりますので、今後も学校へのガイドラインの周知に努めてまいります。また、「(仮称) 校内教育支援センター」の段階的整備により、別室指導の場に専任スタッフを配置し、安心できる居場所・学びの場の確保を進めてまいります。</p>	D
37 ★	<p>部活において、顧問の先生のプライベートな時間の確保と部員の技術向上のため、外部コーチの導入をもっと増やして欲しい。試合で勝つために練習時間を増やして欲しいと考えているが、一部の生徒（保護者）の要望により、時間を減らされているため、やる気のない部員は入部させないなどの対応が必要と考える。</p>	<p>部活動改革については、第4章施策5-8体力向上・部活動支援事業（P104）に記載のとおり、「かわさき部活動ガイドライン」（令和8年3月策定を予定）を踏まえた取組を推進していくことが重要だと考えており、ガイドラインにおいて、バランスのとれた部活動の運営に向けた取組を進めていくこととしておりますので、今後も実現をめざして対応を進めてまいります。</p>	D

38	<p>基本理念に示されている、地域で子どもを支え、途切れなく、きめ細かく、子どもの権利を守るという視点には深く賛同する。しかし、理念を実現するための施策が、学校施設を利用したわくわくプラザに偏っている点を懸念している。わくわくプラザは重要な施策である一方、地域や時間帯によっては基準を満たす職員配置や面積確保が難しい状況があると聞く。大規模環境を好まない子や、学校を居場所として選ばない子どもに対する配慮が不足しているのではないかと不安を感じる。</p> <p>川崎市には、放課後児童健全育成事業の基準を満たして運営する非営利の民間学童クラブがあるが、国の補助金が適用されず、家庭が選択しにくい状況にある。近隣自治体では、全児童対策と民間学童の双方を支援する仕組みが整備されており、比較すると川崎市の子どもは選択肢が狭められていると感じる。民間学童クラブは小規模で、職員が子どもの変化に気づきやすく、地域住民の保護者が関わることで地域とのつながりも深まる。市の基本理念とも整合する施設であるにもかかわらず、補助金の不在により利用料が高額となり、新規開設も難しい状況である。よって、川崎市においては、全児童対象のわくわくプラザに加え、民間学童クラブも支援する施策を本プランに位置づけることを求める。</p>	D
39	<p>かわさき Wi-Fi については、小中学校で貸与されている GIGA 端末の機能を十分に生かせる通信量が確保されておらず、市民館や区役所等の公的施設での有効活用が難しい状況がある。居場所と通信環境は一体的に整備されるべきものであることから、市街地における公衆 Wi-Fi と同程度の環境整備を求めたい。市による整備が困難な場合には、民間の公衆 Wi-Fi の導入も含め、自宅・学校外における GIGA 端末の利活用が可能となる環境づくりを進めていただきたい。</p>	D

40	<p>中学生が幼少期から築いてきた地域とのつながりを、中学校進学後の部活動が結果として断ち切っている可能性があると考える。中学校では学習外の経験をほぼ学校内の部活動に依存する構造となり、地域との接点を失っている。</p> <p>一方、地域側は担い手の高齢化や働き手の増加により受け皿機能が低下しており、中学生が自然に地域活動へ参加できる環境が整っていない。こうした状況を踏まえ、月1日程度の「地域活動の日」を平日に設け、部活動を休止して地域に参加できる機会を制度的に保障することを提案する。また、川崎北部の県立高校では部活動加入率が低く、特に女子の運動部の参加率が低い傾向がみられる。一方、市立高校は強化指定などにより加入率が高く、地域差が生じている。これらを踏まえ、高校生が新たな活動に参加できるよう、地域のスポーツ・市民活動の場を整備するとともに、中学校段階から地域活動へ参加し、高校でも継続できる環境づくりを進めることを求める。</p>	<p>部活動改革については、第4章施策5-8体力向上・部活動支援事業（P104）に記載のとおり、「かわさき部活動ガイドライン」（令和8年3月策定を予定）を踏まえた取組を推進していくことが重要だと考えており、ガイドラインにおいて、休日の地域連携に向けた取組を進めていくこととしておりますので、今後も実現をめざして対応を進めてまいります。</p>	D
41 ★	<p>学校の設備の改善をしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①体育館のキャットウォークで観覧する際、垂直梯子しかなければ、階段を設置して欲しい（高津高校）。 ②体育館にハンドボールのラインがないため、毎回ラインテープを張るのに無駄な時間を要する（高校）。 ③バドミントンのコートが4面しか貼れない学校と6面貼れる学校があるため体育館の広さを統一して欲しい。 ④特別教室（音楽室・技術室等）には空調がないため、空調の設置をお願いしたい（小・中学校）。 ⑤女子更衣室に空調がなく狭いため、女子更衣室の拡張と空調の設置をお願いしたい（高校）。 ⑥校庭の水捌けが悪く、校庭で体育が出来なくなったり、遊べない日があるため、水捌けを改善して欲しい（小・中学校）。 	<p>①垂直梯子で上がるキャットウォークについては、点検作業時の使用を想定しているものです。</p> <p>②体育館の床のラインについては、学校と調整の上、設置しています。今後、学校から修繕の申請があった場合は、申請に基づき、学校と協議しながら検討していきます。</p> <p>③体育館につきましては、改築等の機会を捉え、学校と協議しながら、学校ごとに適切な規模で整備してまいります。</p> <p>④特別教室につきましては、空調設備未設置の教室に対して、スポットクーラーを配置し、早急かつ着実な環境改善を図ったところです。現在、普通教室や特別教室などに設置した既存の空調設備が更新等の時期を迎えており、学校施設長期保全計画に基づく再生整備に併せた空調設備の整備のほか、これらの空調設備の一斉更新等の事業を令和10年度にかけて進めているところで、空調設備が整備されていない特別教室についてもこの期間に整備する予定です。</p> <p>⑤⑥女子更衣室や校庭の改善について、学校から修繕等の申請があった場合は、申請に基づき、学校と協議しながら検討していきます。</p>	D

42	<p>川崎市の子育て環境および公共施設運営について、民間委託事業の質の差が大きいと感じている。わくわくプラザ、子育て支援センター、こども文化センターなどでは、子どもが怖がって利用できない事例や、テレビゲーム偏重の運営、支援員の不適切な対応など、保護者からの不安の声が多く寄せられている。運営の質を確保するため、定期・随時の利用者アンケートの実施と、その評価を委託事業者の選定に反映する仕組みの導入を強く求める。特に評価が著しく低い事業者については、次期委託の対象外とするなど、明確な改善責任を担保すべきである。</p>	<p>こども文化センター等について、指定管理の仕様書に、子どもの意見聴取・事業への反映にむけ、子ども運営会議の開催や、意見箱の設置、利用者アンケート等を実施することとしており、各館が工夫をしながら、やってみたい行事や、遊んでみたい遊具、読みたい書籍等の要望を気軽に言えるような意見箱を設置する等、子どものやりたい、やってみたいという意見を聴取し、適宜、事業に反映をしています。また、指定管理業務の毎年度の評価結果は、次期選定時の評価に反映することとしています。</p> <p>地域子育て支援センターにおいては、定期的に利用者アンケートを実施しており、そこで得られた結果を、その後の運営に反映しております。</p> <p>今後につきましても、引き続き利用者の声が運営に反映されるよう取り組みを進めてまいります。</p>	D
43	<p>小・中学校卒業後の若者を継続的に把握・支援する仕組みが学校任せとなっており、学校間での対応差が大きい現状がある。</p> <p>同窓会を支援しがらも機能させ 15~22 歳の若者に対して居場所や必要な情報を継続的に届け、社会的孤立の防止を図っていただきたい。中学卒業後に同窓会や学校自体が卒業生に情報提供や関わっていくことで、市民・社会活動、教育ボランティア、自然教室の指導員の確保など様々な面で役立つと思われる。</p>	<p>学校などの同窓会については、卒業生それぞれが色々な思いや立場で、様々な形態で行われているものと認識しております。また、若者の社会参加に向けては、これまで二十歳を祝うつどいや青少年フェスティバルの開催にあたり、サポーターとしてその運営に主体的にご協力いただきなど、市としても社会参加支援を行ってきてるところでございまして、今後も引き続き若者の社会参加への支援に努めてまいりたいと存じます。</p>	D
44	<p>イベントアプリからミマモルメへ地域情報を連携して配信する仕組みを整備していただきたい。チラシ配架を縮小して以降、地域の市民活動への参加が大きく減少しており、地域活動の弱体化につながる懸念がある。この対策として、学校や保護者が日常的に活用しているミマモルメから地域情報を積極的に発信し、スマートフォン等で自然に情報が届く環境を整えることで、イベントアプリへの誘導と常態化を図っていただきたい。</p>	<p>学校を通したイベントの周知については、原則、本市で作成・運営をしている「かわさきイベントアプリ」を活用した方法で実施するよう令和 6 年 6 月から改善しています。</p> <p>プリントやチラシを含む学校を通した情報の周知の方法等につきましては、さらなるアプリの活用も含めて今後も検討してまいります。</p>	D

(4 施策の方向性Ⅲに関するここと：10件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
45	ふるさと里親制度について、現状が市民に十分に示されていないと感じている。登録数や、制度を必要とする児童数が明確でなく、他の里親種別と同様に実績を公表すべきである。素案のP122では、令和6年度79家庭から令和11年度84家庭への増加と記載されているが、5年間で5家庭のみの増加方針なのか疑問である。川崎市としてふるさと里親の拡充を必要としているのであれば、養育里親・養子縁組里親と同様に、啓発の強化が不可欠である。さらに、フォローワー体制の充実や、里親同士のコミュニティ形成などの支援も求められる。また、業務の専門性を踏まえ、ふるさと里親に関する業務を委託事業として実施することも検討すべきである。（ほか1件）	ふるさと里親につきましても、家庭養育を推進する中で重要であると認識しているところですが、他里親と同様、担っていただきたい方やどのような子どもへの利用が効果的であるかといった分析をした上で、制度を充実させていく必要があると考えておりますので、いただきました御意見は参考とさせていただき、「今後の里親委託のあり方の府内検討」の中で、今後の方向性を検討してまいります。	C
46	養育里親家庭への委託促進を推進していくば、里親家庭から自立をしていく若者も増加していくため、自立に向けた支援はもちろん、サポート資源が少ない若者が自立した状態を維持していくよう自立後も継続した支援の必要性はますます高まると考える。支援をどのくらいの期間どのように必要とするのかもその若者により様々であり、支援を受けられる期間や再度支援を必要とした場合の受け入れ等、より幅広く多様になっていくと里親家庭がより安心して自立に送り出せる。	里親委託については、現在、児童相談所とともに「今後の里親委託のあり方の府内検討」を進めており、今後の方向性を検討してまいります。いただいた御意見については、今後の社会的養護を必要とする子どもへの支援を充実していくための参考とさせていただきます。	C
47	里親制度の啓発について、川崎市としての優先度が低いように感じる。フォースタッキング機関としてできる限りの広報啓発を行っているが、市としてのバックアップ体制がないとこれ以上の拡充は難しい。川崎市として里親制度をどう広報していくのかという具体的なビジョンが知りたい。	里親制度における広報につきましては、里親登録者の確保や制度普及において重要な取り組みであると考えておりますが、直近の登録者数の伸び悩みを鑑みると、現行のフォースタッキング機関が行っている広報活動を再考し、より戦略的に行っていく必要があると考えております。里親登録者の確保の側面では、「今後の里親委託のあり方の府内検討」での里親委託の考え方を踏まえ、ターゲットを絞ったリクルート活動をフォースタッキング機関とともに今後検討してまいります。 また、制度普及の側面においては、養育里親・養子縁組里親の種別は関係なく、まずは里親制度を知ってもらうということを重点におき、2つのフォースタッキング機関と連携しながら、集客が見込める市内イベントへのブース出展等、効果的な活動を開拓してまいりたいと考えております。	D

48	P. 170 の関係機関が連携した里親制度の推進の部分に、「養育里親・養子縁組里親の両方登録を促進し」との記載があるが、どのようなスタンスで両方登録を促進するのかが重要である。今年度途中より、養子縁組里親希望者は養育里親登録も必須となったが、様々な状況から養育里親としては委託が難しいと考えられる希望者も多く、社会的養護の理解や里親制度の理解を深めてもらうための両方登録ということに留まてしまっているのが現状かと思う。「児童の状況や個性に合った里親家庭へ委託できるよう受け皿を充実」という意味では、両方登録の目的やスタンスについて引き続き協議を重ねていく必要があるのと同時に、養育里親としては委託が難しいと考えられる希望者が養育里親名簿にも登録される仕組みで良いのか検討が必要である。	養育里親と養子縁組里親の同時登録の制度化に伴い、本庁・児童相談所・フォースターリング機関でこれまで何度も打合せを重ねてまいりました。引き続き、登録までの面接・研修をはじめ、登録後のサポート等のあり方を協議しながら、里親委託の推進に取り組んでまいります。	D
49	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築について、P. 231には「乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に」との記載があるが、施設での生活が長くなっている児童こそパーマネンシー保障の観点からも検討が必要ではないか。また、P. 233 の児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数について、R6 年度が 1 件ということや、今年度養子縁組里親のマッチングが極端に減っていることについて、川崎市としてどのような方針のもと特別養子縁組のアプローチをしているのか。現在、国では「特別養子縁組成立後の支援」がフォーカスされており、特別養子縁組成立後に転居等で養子縁組里親登録辞退となった家庭や、民間あっせん機関から子どもを迎えている養子縁組里親名簿登録家庭への支援等についても、併せて検討が必要である。	養子縁組里親を専門としたフォースターリング機関を設け、特別養子縁組を前提とした委託、成立後の支援をフォースターリング機関において継続して実施している点は、他自治体ではできない本市の強みであると認識しております。一方、社会的養護を取り巻く状況としては、ケニアーズの高い子どもや中高生年代の子どもの一時保護の増加など、特別養子縁組前提とした委託が難しいケースも増えているのが現状です。そうした社会的養護を取り巻く状況も踏まえ、特別養子縁組が推進できるよう、里親委託のあり方を検討してまいります。また、本市としましては、養子縁組と養育の同時登録の制度を開始したことも踏まえ、生みの親の同意によらず、子どもにとってよりよい里親委託につながるよう、里親制度の推進に引き続き取り組んでまいります。	D
50	子どもへの理解が難しい保護者が増えてきたように感じる。両親学級で子どもへの理解や子どもとの生活についての心構えを伝えてほしい。特に、父親の育休前に育休学級のようなものや、妊娠期もその子どもの今後の健康に大きな影響があるので、母子手帳も変更してもいいのではないか。母子手帳・父子手帳と 2 冊の必要はないのかもと思う。	両親学級は妊婦やそのパートナーが、妊娠・出産・育児のイメージを持てるよう正しい知識の習得の機会として実施しております。また安全な出産を迎えるための準備や出産直後の実際についての講義を行うことで、産後の不安の軽減につなげ、夫婦等でその役割について考えていただけるようグループワークを取り入れるなど各区役所等は工夫を凝らしながら実施しているところです。さらに、本市は母子健康手帳の交付時に別冊として「父子手帳」をお渡ししており、父親になる心構えや子どもとのかかわり等の啓発を行っておりますので、引き続き父親に対する支援についても関係部署等と連携しながら取組んでまいります。	D

51	<p>川崎市で生まれ育つ子どもが家庭という環境で皆権利を尊重され健やかに成長していくために、さまざまな施策が重複的に関わりあい、連携しながら支えていくという理念、視点に基づいて施策を考えていることは大変素晴らしいと感じた。今後、実践が進んでいく中で、地域家庭の子育てを応援する存在として養育里親家庭がより活躍されていくだろうと考える。すでにご活躍されている家庭もある一時保護に加え、里親ショートステイといったより短期でこどもを預かる活動を担うようになれば、地域のより身近な子育て資源として、家庭養育を支える存在になるだろうし、社会での認知度も広がっていく。</p>	<p>里親の方が委託だけではなく、地域の中でより活躍していただけるよう、子育て短期支援事業の受入れについても、今後検討してまいります。</p>	D
52	<p>里親支援センター設置は令和11年ということについて、現在もフォースターリング機関、里親会、ピアサポート機関、里親支援専門相談員、自立支援拠点事業機関等の里親支援機関が活動している。連携も広がってきており、今後もより深まっていくものと考えている。これらの活動のつながりが活かされる形での検討をお願いしたい。</p>	<p>里親支援センターにつきましては、里親のリクルートや研修など現行のフォースターリング機関に委託している業務に加え、里親に委託されている子どもの自立に向けた継続的な支援を実施することとなっており、現行のフォースターリング業務の評価・分析を踏まえ、「(仮称) 里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」をまとめる中で、検討を進めてまいります。</p> <p>里親委託については、現在、児童相談所とともに「今後の里親委託のあり方の府内検討」を進めており、今後の方向性を検討してまいります。</p>	D
53	<p>現行の支援は非課税世帯やひとり親世帯に対するものばかりで、同じように働いて暮らしている市民としては不公平を感じてる。収入や環境による区別も必要だが、物価高や子育てでお金がかかり苦しいと感じるのはどの世帯も同じはないか。すべての世帯を対象とした子育て用品の支援などもあると助かる。</p>	<p>本プランにおきましては、子育てを社会全体で支える取組の推進や、こどもが安心して暮らせる支援体制づくりなど、地域社会全体でこども・子育てを支え、すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援するといった視点のもと各施策を位置付けており、ライフステージ応じた支援策を総合的に推進することで、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。</p>	D

(5) 重点的取組に関するここと：9件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
54	重点課題3課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援」の表記について、重点課題3の見出しで「課題を抱えるこども・家庭」は唐突であり、市民目線での言葉使いになっていないのではないか。「課題を抱える」は、「解決すべき問題や対処すべき困難な状況を持っている」との意とされ、「こども・家庭」に掛かる修飾語として使用されていることから、一般的には、こども・家庭自体が課題を持っているかのように解されるのではないか。課題を抱えているのは、「こども・家庭」ではなく、「社会」であるとの認識に基づきこれに代わるべき表現はないかと考える。	<p>本計画は、「こども基本法」や「こども大綱」等を踏まえた「市町村こども計画」など、11の法定計画等を包含するものとして策定しております。</p> <p>国の「こども大綱」においては、「こども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーションであることが多い」とされ、「こども・若者や子育て当事者の中には、重大な課題を抱えており、より多くの支援を必要とするケースもあれば、比較的少ない支援を必要とするケースもある」ことや、「支援の対象となっていないこども・若者や子育て当事者であっても、多かれ少なかれ課題を抱えているケースもある」ことから、「個別の課題や支援ニーズについては、それぞれのこども・若者や子育て当事者の状況に応じて、段階的に変化するものとして捉える必要がある」等とされています。</p> <p>本計画においてもこうした記載を踏まえ、困りごとや支援が必要な状況にある、又はそのおそれがある、支援ニーズがあるなどの子ども・家庭を、「課題を抱えるこども・家庭」と表現しており、そうした状況をできる限り早期に発見し、予防や必要な支援に繋げていくという考え方のもと、それぞれの推進項目を位置付けていくところです。こうした趣旨をより分かりやすく市民の皆様にお伝えするため、重点課題3設定の趣旨等に係る脚注をプラン第5章に追加します。</p>	A
55	こども版リーフレットの施策7「大切なこと」でも、「課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援について」」がルビ付きで掲載されている。説明では、こども向けの表現がされているが、「課題を抱えるこども・家庭」という表現への工夫がされていないように感じる。	本計画を市民の皆様に広く周知することを目的として、本編を要約した「リーフレット版」と、記載内容を平易にした「こども版」を作成しているところです。より多くの子どもにプラン内容を御理解いただくことは重要と考えておりますので、「大切なこと」を含めて、内容をより御理解いただけるよう、「こども版」の記載内容の一部を修正します。	A

56	重点 P158 の「課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり」において、前文では妊娠期が初めにあり、学齢期への説明となっているが、同ページの図では、学校教育分野の取組が左で、保健福祉分野の取組が右で順番が逆ではないか。次ページ以下の取組も学齢期からの記述となっており、時系列的な記述順序の整理が必要と思われる。	本プランでは、計画期間中の重点的取組の一つとして、「課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり」を推進項目として位置付けているところです。支援が必要な子ども・家庭の早期派遣と対応に向けては、乳幼児期から学齢期を通じて切れ目のない支援を推進していくことが重要ですが、今回の計画においては、特に学齢期において、学校をはじめ関係機関の大人が子どもを見守り、日常的なかかわりの中で子どもが発信する SOS に気づき、必要な支援に繋げる環境づくりを進めていく考え方であることから、素案に掲載した図をお示ししているところでございますが、各施策の時系列的な記載順序の考え方については、今後の参考とさせていただきます。	C
57	医療との連携強化を提案する。特に、福祉領域から医師へのアクセスをより円滑にする仕組みが必要である。受診には自身の状況を適切に伝える「患者力」が求められ、看護師や受付等との連携も不可欠であるが、連携不全により適切な診察に至らない事例を度々目にしてきた。発達特性のある子どもが迷惑を理由に受診を婉曲に断られる、あるいは身体障害のある方が継続受診を拒まれるといった事案も生じている。これを改善する一つの手段として「医療 DX」を推進すべきである。対面に先立ち、支援者を介さずとも医師へ必要情報を安全に提供できる仕組みを整え、必要に応じてオンライン診療を活用可能とするべきである。個人情報保護の観点から高いセキュリティが前提であるが、実現すれば「患者力」に課題のある親子に大きな支えとなる。	困難な状況にあるこどもや家庭は、経済的な問題だけでなく、生活全体にわたる多様な課題を抱えているおそれがあることから、課題を抱えるこどもや家庭をできる限り早期に把握し、教育・福祉・保健・医療等を担う関係機関が連携し、適切に情報共有を図りながら、個別のニーズに応じて多面的な支援を組み合わせて継続的に見守り支えることが重要と考えております。 今後につきましても、国における医療 DX の推進に関する状況を注視するとともに、関係機関の多職種が連携した多面的なアセスメントを通じて、複雑化する支援ニーズに対応したチームアプローチを実践するなど、課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実を図ってまいります。	D
58	夢パークの川崎市学習支援居場所づくり事業の場所が増えるといふと思う。この事業に様々な医療・心理相談等の機能を付けるとよりよい支援につながるのではないか。川崎市においては、以下の機能を備えた新たな交流拠点を整備することを提案する。 ・心理士資格を持つ職員の配置、・オンラインで医師と面談できる環境、 ・学校と連携可能な体制、・「不足を戻す」学習支援ができる専門性、 ・親子の意見対立に双方から対応できる職員配置 これらは母子生活支援施設に近い機能であり、不登校や学校との関係性に課題を抱える子どもたちが学校に戻るための大きな助けとなる。若者が社会とつながり直すための拠点として、このような施設の整備・拡充を求めるものである。	令和8年度から、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない、主に学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成支援、学習支援、進路相談、食事提供などをを行う「児童育成支援拠点事業」の実施を予定しており、児童の健全な育成と家庭環境の改善を図ってまいります。	D

59	P164 子育て短期支援事業を活用した支援の推進について、受け入れ先として、児童福祉施設だけでなく、里親宅での受け入れも可能にすることで、より支援の拡充が図れる。	子育て短期支援事業の利用状況を踏まえ、支援が必要な時に利用しやすい事業となるよう受け入れ枠の拡充について、里親宅での受入も含めた検討を進めてまいります。	D
60	「学童期の子どもの居場所づくりの推進」でわくわくプラザ事業の再構築を進めるとあるが、放課後児童健全育成事業（生活の場）と放課後子ども教室（全児童対策）は本来、別々の事業であり、その目的もまた役割も異なる。放課後児童健全育成事業はその設備及び運営の基準に関する条例が施行されており、こども家庭庁からその運営指針も出されている。したがって、放課後児童健全育成事業（生活の場）として実施する区分は、その基準条例及び運営指針に沿って運営されるように再構築をお願いしたい。	わくわくプラザ事業は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室（全児童対策）を包含した事業として実施していますが、近年、利用者数の増加や利用ニーズの多様化に伴い運営上、様々な課題が生じています。そのため、わくわくプラザ事業の再構築を行い、放課後児童健全育成事業としてわくわくプラザを利用する児童に対しては、条例に定める基準等を遵守した生活の場を提供し、放課後子ども教室として利用する児童に対しては、学校施設を活用した自由な遊びや体験活動の場の提供を実施します。	D
61	子どもの意見を幅広く聞いて、作り上げたプランはとてもよくできていると感心した。保育所で一時保育や乳児等通園支援事業に携わる者として、次の提案をしたい。地域みまもり支援センターの保健師から紹介されたケースを一時保育で受け入れることがあるが、緊急保育では週1回しか利用できず、実際のニーズに対応しきれない状況がある。公平性への配慮と理解しているが、一律の運用では子どもに負担が生じやすく、複数施設を転々とすることも負担を増やす原因となることからケースの状況に応じて利用回数を柔軟に設定できる仕組みが必要である。	川崎市一時保育実施要綱では、緊急・一時保育の利用は、週1日程度又は連続14日以内とお示ししております。保健師からの紹介のケースなどで、その方の状況を鑑み、施設長が必要と認める場合には、例外的に週1日を超えてご利用頂く判断をして頂くことも可能です。しかし、他の利用希望者も多い事業ですので、その方々の利用についても公平性の観点からご配慮くださいますようお願いいたします。	D

62	<p>自閉症スペクトラムで小学校は支援級、中学は一年前まで支援級だった。知能、認知力、コミュニケーションなどの課題があり、思春期を迎える、親子で誰も頼れない、孤独に苛まれている。子ども本人は親、先生、友だちとコミュニケーションが取れず、ひとり親で子どもとの時間もろくになく、親子関係にヒビが入って日々ストレスでどうしようもない。専門家やまともな療育をしてくれる事業者、カウンセリングを切に求めている。</p>	<p>教育現場における体制としましては、支援教育コーディネーターを中心として、各校での校内支援体制の充実を図り、各学校へスクールカウンセラー等を配置し活用を図っております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的相談支援を実施しております。今後も、相談業務だけでなく、教員に対する指導助言や児童生徒への心理教育など、問題の未然防止を含め、心のケアの充実に努めてまいります。</p> <p>自閉症スペクトラムなどの発達障害については、市の総合的な拠点機関である発達相談支援センターへ御相談いただけるほか、各区1箇所ずつ、子ども発達・相談センターを設け、お子さん（御本人）だけでなく、保護者の方と一緒にお話を伺うことで、発達に心配のあるお子さんに合わせた対応や適切な福祉サービスへつないでいくこと等について御相談いただけるようにしております。</p> <p>また、本市では、上記をはじめ、障害のある方などに対する相談支援体制について、個々の状態・状況やライフステージに応じた多様なニーズに対応できるよう相談支援に取り組んでおり、1次相談（障害のある方などのすべてに対応）、2次相談（専門的な相談支援に対応）、3次相談（より高度な調整・支援等に対応）により、総合的かつ重層的な相談支援を行っているところです。今後も、児童期から成人期まで、ニーズや個々の課題に応じた、切れ目のない一貫性のある相談支援の実施やその体制の確保に努めてまいります。</p>	D
----	--	--	---

(6 各種計画の量の見込みに関すること：12件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
63	P225の「児童家庭支援センターの設置」では、後段の「また、子育て短期支援事業の窓口となり、(中略)、原則7日以内でこどもを預かっています。」との説明になっているが、児童家庭支援センターでの預かりではなく、併設施設での預かりではないか。	児童家庭支援センターは子育て短期支援事業の窓口としての機能を有しておりますが、こどもの預かりについては併設する児童養護施設又は乳児院で実施していることから、プランの記載内容をより正確な表現に修正します。	A

64	周囲の民間・学童保育（放課後児童クラブ）に関わる保護者などからは、当該事業の量の見込みが過少であるとの意見が出ており、特に高学年での保育ニーズが高いことは、民間・学童保育（放課後児童クラブ）関係者にはよく知られている。「児童、生徒数等の長期推計」から得た数值であるとされているが、算出根拠を明らかにしてほしい。	プランにおける放課後児童健全育成事業の量の見込みについては、次の方法により算出をしています。 <ul style="list-style-type: none">・国で示す算定式に基づき、わくわくプラザの登録児童情報から学校ごとの放課後児童健全育成事業の対象児童数を算出。・学校ごとの放課後児童健全育成事業の登録率、登録率の伸び率及び今後の登録率の見込を算出。・今後の登録率の見込みに学校ごとの長期児童推計を乗じて、放課後児童健全育成事業の対象児童数の見込みを算出。	D
65	子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込と確保方策について、乳児院、児童養護ともに利用希望者が多い。児童虐待の予防、在宅支援の強化という観点から、さらに市民が利用しやすい事業となるよう工夫が必要であり、特に乳児院での7枠には限界がある。子育て短期支援事業は、在宅支援の中でもより支援が必要な家庭が優先的に利用できることを求める。そのためには地域みまもり支援センターとの連携が必須であり、多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせるサポートプランの作成・共有もなされることを求める。	子育て短期支援事業の利用状況を踏まえ、支援が必要な時に利用しやすい事業となるよう受け入れ枠の拡充について検討を進めるとともに、サポートプランの積極的な活用など、区役所地域みまもり支援センターや関係機関における適切な情報共有を進めながら、引き続き効果的な支援に向けた取り組みを進めてまいります。	D
66	児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止に対して、民間の児童家庭支援センターの活用はとても効果的である。市内6か所の児童家庭支援センターに対して、児童相談所からの在宅指導措置委託件数が、1年に3件と記されており、虐待通告件数が増加する中で、その数値は妥当なのか疑問に感じた。児童家庭支援センターの機能強化については、専門職の処遇の見直しが必要であり、人件費の課題も含め安定的な運営ができるよう、市のサポートを求める。	乳児院や児童養護施設が持つ子どもの養育や家族支援等に関する専門性を活かしながら、児童家庭支援センターにおいて相談支援を実施し、子育て支援・保護者支援の充実を図るため、引き続き、児童相談所からの在宅指導措置委託の積極的な活用に向けて検討してまいります。また、児童家庭支援センターの職員の処遇向上を目的として令和8年度から補助金を増額し、事業運営に必要な専門職の安定的な確保を図ってまいります。	D
67	子育て短期支援事業の量の見込み、確保方策の表について、単位が延べ利用人数となっているが、延べ利用日数ではないのか。	こども家庭庁が示す量の見込みの算出方法では、単位を人日としており、本市では延べ何日分の支援を確保する必要があるかではなく、延べ何人分の支援を確保する必要があるかという考え方に基づき、単位を延べ利用人数としているところです。	D

68	<p>児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組について、「児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。」とあるが、評価のための指標の表では、児童相談所からの在宅指導措置委託件数は、R11年度まで3件のままとなっている。在宅指導措置委託件数の見込量については増加していくべきだと考える。(ほか1件)</p>	<p>乳児院や児童養護施設が持つ子どもの養育や家族支援等に関する専門性を活かしながら、児童家庭支援センターにおいて相談支援を実施し、子育て支援・保護者支援の充実を図るため、引き続き、児童相談所からの在宅指導措置委託の積極的な活用に向けて検討してまいります。</p>	D
69	<p>計画では、令和11年度に里親センターの開設(1か所)と記されている。現在、未委託里親の増加、委託可能な里親の不足、里親の育成等、里親に関する様々な課題がある中で、令和11年度の開設は少し遅いと感じる。しかしながら、他都市の動向をみながら川崎らしいより良い里親センターの開設を考えている事と理解し、開設に向けできるだけ協力したい。神奈川県や横浜市は、複数の里親支援センター設置を計画していると聞いている。川崎市は、1か所で良いか。南北に長い地理的な事を考えると2か所必要なのではないか。</p>	<p>里親支援センターにつきましては、里親のリクルートや研修など現行のフォースターリング機関に委託している業務に加え、里親に委託されている子どもの自立に向けた継続的な支援を実施することとなっており、現行のフォースターリング業務の評価・分析を踏まえ、「(仮称) 里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」をまとめた中で、検討を進めてまいります。</p> <p>設置時期につきましては、令和9年度の基本的な考え方の策定に向けて、現在、児童相談所とともに「今後の里親委託のあり方の府内検討」を進めており、社会的養護における環境の変化を踏まえながら、今後の方向性を検討するとともに、里親委託後に生じる課題への対応など、設置効果を踏まえた十分な検討が必要であると考えております。また、センター設置に向けた基本的な考え方に基づき、関係機関等からの意見聴取を行いながら、令和10年度に事業者の公募・選定や開設準備を行うなど、十分な検討・準備にかかる期間を要することから、開設時期については、令和11年度を見込んでおります。設置数につきましては、現段階では1か所を想定しております。</p>	D
70	<p>施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について、家庭に近い落ち着いた環境での養育の推進が求められており、余裕を持った職員配置の充実を求める。また、職員が研修を通じて専門性を高め、高機能化・多機能化を実現していきたいと考えているが、研修時間確保が難しく、職員の負担も大きくなってしまい職員の配置基準の見直しが必要と感じる。</p> <p>保育士の人材確保については、他都市よりも早くに宿舎借り上げ制度を導入していただいているが、専門職(心理士・栄養士)の確保も難しく、間接処遇職員の借り上げ住宅制度の導入も検討していただきたい。乳児院はR7～R11年度、整備すべき資源の見込量が45名となっている。川崎市としてユニット化への移行は難しいのか。</p>	<p>職員配置の充実につきましては、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めていくため、市単独の加配制度を設け、直接処遇職員・間接処遇職員が充実して配置されるように取り組んでまいりました。今後も、より家庭に近い環境での養育を提供できるよう、施設の職員の処遇改善に関する制度の充実や、職員配置基準の見直し等について取組を進めてまいります。</p> <p>施設の小規模ユニット化につきましては、運営する施設・法人の意見を伺いながら、入所児童の状況を踏まえ、社会的養護が必要な児童が入所できないことがないよう、取組を進めてまいります。</p>	D

71	<p>「特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会」がこども家庭庁の方で発足され、特別養子縁組の推進にあたり①縁組を予定しているこども・養親希望者、②縁組後の養親子それぞれの観点から課題、困りごとを明らかにするとともに、それに対して③縁組前に必要な支援は何か、また④縁組後に必要な支援は何かという点について、集中的に論議がなされている。川崎市として、包括的な実施体制の構築を考えているとの事だが、養育里親支援、特別養子縁組里親支援、それぞれの課題分析をしっかりと行うとともに、現場の意見も聞いてほしい。</p>	D
72	<p>支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組について、特定妊婦に対しては、相談支援にとどまらず、妊娠期から生活環境および育児環境を整備することにより、母子分離を回避し、家庭での養育を継続することが可能であると考える。支援を必要とする妊産婦は、多様な課題を抱えている一方で、サポート体制の基盤が脆弱である場合が多く、出産後からではなく、妊娠期からの継続的な支援が不可欠である。妊娠SOS事業や妊産婦等生活援助事業の相談窓口につなぐことで、医療・保健・福祉が連携し、包括的に支援する必要がある社会的課題であると認識している。医療機関を介さない自宅出産や飛び込み出産を未然に防ぐ取組を、今後も一層推進していくことを求める。</p> <p>また、資源の整備・取組の方針については、「入居」という表現よりも、「宿泊」という表現の方が実態に即しており、適切であると考える。評価のための指標について、妊産婦等生活援助事業の事業所数が、令和9年度から2か所に増設されることは大変喜ばしいことであり、当該事業の有効性が評価されているものと受け止めている一方で、川崎市は南北に長い地理的特性があり、市南部に居住する妊産婦にとって、現在の立地が遠方となる場合がある。特に経済的困難を抱える支援対象者にとっては、移動負担が利用の障壁となることが懸念される。2か所に増設する際には、市南部への設置を検討いただきたい。また、区ごとに一定の役割分担がなされることで、支援対象者にとってより利用しやすい体制になると考える。</p>	D

73	<p>支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組について、「妊産婦等生活援助事業」を受託し、実施する中で様々な課題が見えてきている。令和9年にもう1施設増設予定があるので、それまでに課題整理が必要である。令和7年度前半は「飛び込み出産」がとても少なく、「妊産婦等生活援助事業」設置の効果を感じていたが、10月以降「飛び込み出産」からの乳児院入所が多くなっている。事業の啓発に力を入れていかなければ感じているが、啓発活動を実施する余力がないのが現状であり、人員の増加が必要である。</p>	<p>事業の実施状況及び課題について整理を行い、本市の地域ごとの特性等を踏まえながら、新規事業所を設置する地域について検討してまいります。また、引き続き一人でも多くの支援対象者が本事業につながるよう周知等を図るとともに、支援の実績を蓄積し、安心して子育てができるよう、取組を進めてまいります。</p>	D
----	---	--	---

(7) 他計画に関すること、その他：3件)

No	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
74 ★	中学校の絶対評価について、テストの点が高くても「4」であったり、高くななくても「5」が付いたり、担当先生のさじ加減によるところが大きいため、基準を明確にして欲しい。	<p>本市では、各学校が学習指導要領のもと、適切に学習指導と学習評価が一体的に行われるよう支援しております。</p> <p>学習評価は、他者と比較する「相対評価」ではなく、「目標に準拠した評価」として、学習指導要領が定める目標や学校教育目標に対して資質・能力が身に付いたかを評価するものです。また、学習評価は、児童生徒の学習改善につなげたり、教師の指導改善につなげたりすること目的に行うものです。</p> <p>今後も各学校が、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒に学習したことの意義や価値を実感させることができる授業を行えるように支援してまいります。</p>	E
75 ★	給食当番の際、重い寸胴鍋を階段で運ばなければならず、怪我や事故につながる可能性が高いため（実際に汁物をこぼす事例あり）、当番に限り、せっかく設置されているエレベーターを使わせて欲しい（小・中学校）。	食缶や食器カゴを運搬する際は、安全に留意し、特に汁物やごはん等の食缶を階段を使って運搬する際には、2人で持つて上る、一方通行にする等の工夫をしながら運んでいただければと思います。給食当番のエレベーター利用については、各学校の判断となりますので、学校に御相談ください。	E
76 ★	好意のある女生徒にセクハラをした教員について、オンブズマンに申入れをして現地視察も実施されたが、当該教員にはお咎めなしで、結局、何も改善されていない（中学校）。	<p>本市では、教員によるセクシュアル・ハラスメント等の不適切行為に関する情報提供があった場合には、児童生徒の安全確保を最優先に、学校と連携して事実関係の把握等を行い、必要な対応に努めております。</p> <p>また、各学校においては、ハラスメントに関する研修等を計画的に実施するよう促すとともに、校内で当該状況を認知した場合には速やかに管理職へ報告する体制の整備に取り組んでおります。</p>	E

2 案の変更点

次の表の変更に加え、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

【主な変更箇所】

P	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
55	「子ども・若者の“声”募集箱」の活用(WEBフォームを活用したアンケート)	令和7(2025)年10月23日時点の意見を記載（計148件）	令和7(2025)年12月26日（アンケート期限）時点の意見を記載（計178件）	アンケート期間中の記載であったところ、アンケート終了までに寄せられた意見を追加反映したもの
61	1 基本理念に関する図	児童家庭支援センターについて、「地域での相談支援」の枠外に記載	児童家庭支援センターについて、「地域での相談支援」の枠内となるよう修正	パブリックコメント（No.1）を踏まえ修正
70	施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進 成果指標 「ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数」目標値	12,448人以上（R11年度）	23,788人以上（R11年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
70	施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進 成果指標 「ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員登録数」目標値	900人以上（R11年度）	1,200人以上（R11年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
74	「男女共同参画事業」主なアウトプット	「かわさき☆えるぼし」認証企業累計数（R6年度：146社→R11年度：200社）	「かわさき☆えるぼし」認証企業累計数（R7年度：160社→R11年度：200社）	総合計画第4期実施計画の修正による
76	「地域医療対策事業」主なアウトプット	紹介受診重点医療機関等における（地域の医療機関からの）紹介率（平均値）（毎年度：64.1%以上） 紹介受診重点医療機関等からの（地域医療機関への）逆紹介率（平均値）（毎年度：76.8%以上） 人口10万人に対する看護職員数（R4年度：910人→R10年度：951人）	紹介受診重点医療機関等における（地域の医療機関からの）紹介率（平均値）（毎年度：68.8%） 紹介受診重点医療機関等からの（地域医療機関への）逆紹介率（平均値）（毎年度：88%） 人口10万人に対する看護職員数（R6年度：883人→R10年度：967人）	総合計画第4期実施計画の修正による
76	「救急医療対策事業」主なアウトプット	小児病院群輪番制の病院確保数（毎年度：2施設）	輪番による夜間小児救急病院の確保数（毎年度：2施設）	総合計画第4期実施計画の修正による
80	「保育・幼児教育の質の維持・向上事業」主なアウトプット	保育士宿舎借り上げ支援の実施（毎年度）	保育士宿舎借り上げ支援の拡充（R8年度～）	総合計画第4期実施計画の修正による

88	「住み替え等促進事業」主なアウトプット	子育て世代への住宅供給に向けた推進体制づくり（R8年度～） 市ホームページやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供(毎年度)	既存住宅ストック等を活用した官民連携によるモデル事業等の実施（R8年度～） ポータルサイトやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供(毎年度)	総合計画第4期実施計画の修正による
93	「子どもの居場所づくり推進事業」主なアウトプット	わくわくプラザにおける区分制の段階的実施（R8年度～）	わくわくプラザにおける区分制の導入（R11年度：全校実施）	総合計画第4期実施計画の修正による
101	「探究的な学び推進事業」主なアウトプット	モデル校での「かわさき探究2.0」の実施（小学校・中学校各2校）（R8年度、R9年度）	モデル校での「かわさき探究2.0」の実施（小学校3校・中学校2校）（R8、R9年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
104	「豊かな心を育む体験活動推進事業」主なアウトプット	中学校等への学校司書配置に向けた取組の実施（R8年度～）	中学校等への学校司書の全校配置（～R11年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
105	「健康給食推進事業」主なアウトプット	給食回数の見直し（R8年度）	給食提供日数の増（R8年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
107	「不登校対策推進事業」主なアウトプット	保護者支援の拡充（R8年度～）	保護者向けピアサポートの導入（R8年度） オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施（R8、R9年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
109	「学校施設環境改善・維持管理事業」主なアウトプット	包括管理の全市展開に向けた取組（R8年度～）	包括管理の全市展開（R9年度）	総合計画第4期実施計画の修正による
127	「健康づくり事業」計画期間中の主な取組	市民の自発的な健康づくり・習慣化の促進に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。	市民の健康意識の向上、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。	総合計画第4期実施計画の修正による
127	「健康づくり事業」主なアウトプット	かわさきTEKTEKの参加者数（R7年度：約6万人→R11年度：10万人）	かわさきTEKTEKの参加者数（R6年度：約6万人→R11年度：11万人）	総合計画第4期実施計画の修正による

138	トピック かわさき子育てアプリ	リニューアル予定の内容を記載	リニューアル後の内容を記載	かわさき子育てアプリのリニューアルによる
154	重点課題3（脚注の追記）	(記載なし)	重点課題3の趣旨について脚注を追記 「重点課題3では、困りごとや支援が必要な状況がある、又はそのおそれがあるなどの子ども・家庭を、「課題を抱えるこども・家庭」と表現しており、こうした状況ができる限り早期に発見し、予防や必要な支援に繋げていくという考え方のもと、それぞれの推進項目を位置付けています。」	パブリックコメント（No.54）を踏まえ修正
160	重点課題3推進項目1 「保護者の安心につながる支援等の充実」取組内容	保護者向けパンフレットやSNSを活用した特別支援教育・不登校対策に係る情報発信や、医療や福祉等の関係局の支援に関する情報も含めたポータルサイトの整備に向けた検討、不登校対策に係る民間団体と連携した保護者支援事業の実施など、保護者の安心につながる支援等の充実に向けた取組を進めます。	保護者向けパンフレットやSNSを活用した特別支援教育・不登校対策に係る情報発信や、医療や福祉等の関係局の支援に関する情報も含めたポータルサイトの整備に向けた検討、不登校対策に係る保護者向けピアサポートの導入など、保護者の安心につながる支援等の充実に向けた取組を進めます。	総合計画第4期実施計画の修正による
214	ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）	R8～R11年度の年間延べ利用人数 (12,038人～12,448人)	R8～R11年度の年間延べ利用人数 (15,658人～23,788人)	総合計画第4期実施計画の修正による
225	児童家庭支援センターの設置	～また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かっています。	～また、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる「子育て短期支援事業」の窓口となっています。	パブリックコメント（No.63）を踏まえ修正
リーフレット版		—	本編と併せて修正	本編の修正に合わせるもの
こども版		—	本編と併せて修正するとともに、よりこどもに分かりやすくなるよう表現を修正	本編の修正に合わせるとともに、パブリックコメント（No.55）も踏まえ、よりこどもに分かりやすくするもの